

大和市告示第101号

大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）実施要綱及び大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年5月11日

大和市長 古谷田 力

大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）実施要綱及び大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱の一部を改正する要綱
（大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）実施要綱の一部改正）

第1条 大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）実施要綱（令和2年大和市告示第119号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和4年5月24日付け子発0524第1号厚生労働省子ども家庭局長通知」を「令和5年4月10日付けこ支家第13号こども家庭庁支援局長通知」に、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」を「食費等の物価高騰」に改め、「等」を削り、「関し」の次に「、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか」を加える。

第3条第2項第2号中「令和4年5月24日付け子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知」を「令和5年4月10日付けこ支家第14号こども家庭庁支援局長通知」に改める。

第4条第1号中「令和4年4月分」を「令和5年3月分」に改め、同条第2号イ中「令和4年4月分」を「令和5年3月分」に改め、同号ウ中「令和2年1月」を「令和3年1月」に改め、同条第3号ア中「令和4年4月分」を「令和5年3月分」に改め、同号イ中「新型コロナウイルス感染症」を「食費等の物価高騰」に、「令和2年2月」を「令和5年1月」に改める。

第5条第1号中「令和4年4月1日」を「令和5年3月1日」に改め、同条第2号中「令和4年4月28日」を「令和5年3月28日」に改める。

第10条第1項第1号イ中「大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）に係る簡易な収入見込額申立書」を「大和市低所得の子育て世帯に対す

る子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）に係る簡易な収入見込額申立書」に改める。

第11条中「令和5年2月28日」を「令和6年2月29日」に改める。

（大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱の一部改正）

第2条 大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱（令和3年大和市告示第119号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和4年5月24日付け子発0524第2号厚生労働省子ども家庭局長通知」を「令和5年4月10日付けこ支家第14号こども家庭庁支援局長通知」に、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」を「食費等の物価高騰」に改め、「等」を削り、「関し」の次に「、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか」を加える。

第2条第6号から第8号までを削る。

第4条第1項中「第1号から第5号までのいずれかに該当し、かつ、第6号又は第7号」を「次の各号」に改め、「もの（）」の次に「第1号又は第2号に掲げる者にあつては、」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 令和4年度給付金受給者（大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）実施要綱及び大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱の一部を改正する要綱（令和5年大和市告示第 号）第2条の規定による改正前の大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱（以下「改正前要綱」という。）に基づく改正前要綱第2条第1号に掲げる給付金（以下「令和4年度給付金」という。）の支給を受けた者をいう。以下同じ。）

(2) 新規児童手当等受給・非課税者（次のア又はイに該当する者であつて、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和5年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。次号において同じ。）が課されていないもの又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除されたものをいう。以下同じ。）

ア 令和5年4月から令和6年3月までのいずれかの月の分の児童手当について、本市か

ら法第7条第1項若しくは第2項の規定による認定（以下「児童手当認定」という。）
（児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定に係る認定（以下「児童手当額改定認定」という。）を受けた者
（法第17条第1項に規定する公務員を除く。）

イ 令和5年4月から令和6年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当について、本市に対し特児手当法第5条第1項の規定による認定（以下「特児手当認定」という。）
（児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は特児手当法第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定に係る認定（第11条において「特児手当額改定認定」という。）の請求をし、当該請求に関する通知を受けた者

(3) その他の支給対象者（次のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）

ア 申請を行う時点で本市に居住している者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月から令和6年2月までの任意の1月（申請を行う日の属する月以前の月に限る。）の収入又は所得を基に算定した1年間の収入見込額又は所得見込額が令和5年度の市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下であるもの（前2号に掲げる者を除く。）

ア 令和4年度給付金の支給を受けていない者のうち、令和4年6月以降に修正申告による所得更正を行った結果、改正前要綱第4条第1項に規定する支給対象者の要件を満たすこととなったもの（前号に掲げる者を除く。）

第4条第2項中「平成16年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に定める程度の障害の状態にある者であって、特児手当認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっているものについては、平成14年4月2日）から令和5年2月28日」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日から令和6年2月29日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 令和4年度給付金受給者に係る者 平成16年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に定める程度の障害の状態にある者であって、特児手当認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっているもの（第3号において「特児手当認定者」という。）については、平成14年4月2日）

(2) 新規児童手当等受給・非課税者に係る者 令和5年3月1日

(3) その他の支給対象者に係る者 平成17年4月2日（特児手当認定者については、平成15年4月2日）

第4条第3項第2号中「令和4年5月24日付け子発0524第1号厚生労働省子ども家庭局長通知」を「令和5年4月10日付けこ支家第13号こども家庭庁支援局長通知」に改め、同条第4項中「次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める」を「新規児童手当等受給・非課税者に係る対象児童について第1項第2号ア及びイに掲げる者が異なる者である場合は、当該対象児童は、同項アに掲げる」に改め、同項各号を削り、同条に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、その他の支給対象者に係る対象児童について次に掲げる者が異なる者である場合は、当該対象児童は、第1号に掲げる者に係る対象児童とする。

(1) 令和4年4月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当について、本市から児童手当認定を受けた者

(2) 令和4年4月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当について、本市に対し特児手当認定の請求をし、当該請求に関する通知を受けた者

第5条第1項第1号中「児童手当等受給・非課税者」を「令和4年度給付金受給者のうち改正前要綱第2条第6号に掲げる児童手当等受給・非課税者であったもの」に改め、同項第2号中「新規児童手当等受給・非課税者」を「新規児童手当等受給・非課税者又は令和4年度給付金受給者のうち改正前要綱第2条第7号に掲げる新規児童手当等受給・非課税者であったもの」に、「法第7条又は特児手当法第5条の規定による認定」を「児童手当認定又は特児手当認定」に改める。

第7条中「児童手当等受給・非課税者」を「令和4年度給付金受給者」に改める。

第9条中「又は特別児童扶養手当の振込先口座」を「若しくは特別児童扶養手当又は令和4年度給付金の振込先等の口座」に改め、同条ただし書中「その振込先口座」を「その口座」に改める。

第10条第1項第1号中「（第4条第1項第7号に規定する要件に該当する者に限る。）」を削る。

第11条中「令和5年2月28日（令和5年3月分）」を「令和6年2月29日（令和6年3月分）」に、「令和5年3月15日」を「令和6年3月15日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に第1条及び第2条の規定による改正前のそれぞれの要綱の規定により

支給した給付金に係る不当利得の返還については、なお従前の例による。